

教員養成改革に向けた取り組み 2

—大学独自科目を通して—

國枝 徹朗

(東海学院大学人間関係学部)

要 約

教職課程の再課程認定における教員養成改革として本学は、「教員養成に関する課題」や時期を同じくした小中高の学習指導要領の改訂を踏まえ、教職課程の統括組織として教職課程委員会を位置付けた上で、ICT教育やアクティブラーニングの視点での授業改善、学校現場や教職を体験させる場の充実等について、特に重点をおいて進めた。

令和2年度になり、新型コロナウイルス感染への学校現場の対応～特にICT教育の急激な推進等にもとない、教員養成についても更に大きく改善をする必要に迫られてきた。本報告は、その教員養成改革の取り組みと新たな改善点をふまえながら進めたものをまとめたものである。

キーワード：教員養成改革、ICT活用指導力、学校安全、大学独自科目

1. 教員養成改革と大学独自科目

教職課程の再課程認定から、三年が経過した。本学では、新たな教職課程の構築に向けて、養成段階として多くの改善が必要であることを受けて、新しい教職課程に関わる内容について、特に次の四点について改善し、実践を行ってきた。

(1) 新たな教育課題に対応できる力量の育成

①ICTを用いた指導法

ICT機器の操作方法はもとより、ICTを用いた効果的な授業や適切なデジタル教材の開発・活用の基礎力の養成

②アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善

(2) 学校現場や教職を体験させる場の充実(心理学科)
～大学独自科目の設定(フィールド・スタディプログラム)

◇道徳教育・総合的な学習の時間・特別支援教育の参観
研修 ～各務原市立中学校の授業参観

◇安心・安全に関わる内容

(3) 求める教師像の共有

～コアカリキュラムにそった教職課程履修カルテの作成

(4) 教職課程の統括組織の設置

～教職課程委員会の統括組織化

この中で、特に(2)については、再課程認定時に本学独自の大学独自科目として、「フィールド・スタディプログラム A(学校安全)」「フィールド・スタディプログラム B(授業実践)」の二科目を設定して実践をしている。これらの科目は、教育職員免許法施行規則の改正に伴い、学

校現場で必要とされる知識や技能を養成課程で獲得できるよう、教職課程の内容を充実するために行っている。

また、(1)にある新たな教育課題に対応できる力量の育成の中のICTを用いた指導法についても、学んだ指導法を学校現場で実際に見ることで、その後の指導法の構築と指導案の作成へと繋げるように実践してきた。

2. 教師のICT活用指導力の充実

令和3年4月に文部科学省より、「情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法(仮称)について」^①において、「中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会(第118回)において、教育職員免許施行規則に定める「教科及び教職に関する科目」に含むこととされている「(情報機器及び教材の活用)」を切り出し、令和4年度から新たな事項として「情報通信教育を活用した教育に関する理論及び方法(仮称)」の1単位以上の開設を義務化することについて、概ね賛同を得られたところです。」との連絡があった。

この背景には、新型コロナウイルスへの対応にもとない、全国の学校現場において、全ての教室への電子黒板の設置や全ての児童生徒へのタブレット端末の配付等のICTを活用した学習活動が急速に進んだことにより、教員養成改革において文部科学省のGIGAスクール構想へ対応のできる教員の養成が、急務となったことによる。

実際には、令和4年度よりの新科目となっていくこと

になるが、本学の大学独自科目の「フィールド・スタディプログラム B(授業実践)」は、そこに繋がる基礎的な内容として位置付けている。

以下、この大学独自二科目を通して、学生たちの学校現場で必要とされる知識や技能の修得状況を分析することにより、本学の教員養成改革について考察する。

3. 「フィールド・スタディプログラム B(授業実践)」

この科目においては、教科はもとより、新たな教育課題に対応した教員養成の重点である ICT を活用した授業・道徳・特別支援教育・総合的な学習の時間の実際を参観させていただくことで、理論と実践をより結び付けた学習を進めることを目的とした。令和2年度は、教科(社会)において ICT を活用した1年地理の授業を参観した。

学生たちは、2年生に「教育方法論」の学びの中の情報機器の活用において ICT を活用した教育方法についての概要を学ぶ中で、電子黒板やデジタル教科書に触れている。そして、3年生の教科の指導法で指導案の作成や模擬授業を行っている。まず、前期の授業「社会科・公民科指導法Ⅳ(歴史分野)」においては、初めて1時間の授業案を構築し、指導案の作成を行うことから、電子黒板やデジタル教科書の資料等を活用した授業まで考えることは難しく、慣れる段階であった。図1は最初に作成した指導案である。これを見ると、指導展開の中にデジタル教科書を使っていこうとする試みが見られるが、まだまだ展開を考え、指導略案を書くのが精一杯であった。

その後、夏季休業期間中に学外実習として、この「フィールド・スタディプログラム A(授業実践)」において授業参観をさせていただいた。学生たちにとっては、後期の教育実習指導前の最初の現場の授業を見る機会であった。次は、学生の参観の省察である。

【授業参観の省察】

○この授業では、目的別に活用されている黒板と電子黒板、白地図といった教材や、完璧に準備された教材を基に進められ、無駄がなく生徒を飽きさせることのない授業の展開がとても印象に残っています。黒板には生徒が後から見返した時に、その日に何を学んだのか、すぐに分かるようにテーマやキーワード、課題といった授業の重要な部分が構造的に示されていました。

○導入の生徒の興味・関心を高める部分では電子黒板が使用され、ヨーロッパの建物や料理をクイズ形式で提示することでクラス全体の授業に向かう雰囲気が良くなっ

たように感じました。

また、前回までのアジア州と面積・人口・GDP をグラフを用いて比較することで、復習をしながらヨーロッパ州を多角的に捉える等、課題に向けた自然な接続が行われていると思いました。導入の部分でいかに生徒が自ら疑問を持ち、課題を見つけ、主体的に解決することに繋がっていくか、指導案を作る時に導入から課題への接続が一番難しいと感じていたため、今日の授業のようにしていきたいと思いました。

学生たちは、単に電子黒板とデジタル教科書を使うということだけでなく、自作の資料を電子黒板に提示し、その上で比較や推移を見ていくように活用していた授業を実際に見ることで、新たな学びをすることができたとともに、自分もそんな授業をしていきたいといった思いに立つことができたようである。

後期に入り、「社会科・公民科指導法Ⅰ(公民分野)」での授業となり、学生たちも少しずつ ICT を活用した授業を踏まえた指導案を作成し、模擬授業を行うことができるようになった。また、後期には、「教育実習指導」の授業において、3中学校の授業の参観も行ったことから、学生たちは、より意欲的に ICT の授業構築を進めていった。図2を見ると、デジタル教科書の活用だけでなく、自分で授業展開の課題設定や課題追究の場面ごとに最も効果的である ICT を活用した資料を探して利用している。例えば、A の消費者保護に関する授業においては、導入で契約についてきちっと押さえておくことができる、分かりやすい動画をネットの youtube の中から選択して提示したり、展開においては、ネット販売の利用が多い社会状況を踏まえて、動画を提示することにより、注意喚起を促すことができるように工夫をしている。

また、B の商品の価格についての授業においては、課題設定に向けて、生徒がより興味・関心を高めて授業に取り組んでいくことができるように、映画の一場面を課題に向けた意識の高まりのきっかけとして活用している。更には、課題解決においては、2つの「NHK for School」の動画資料を、1つは押さえておくべき学習内容の指導に、もう1つは、課題解決のための効果的な資料として効果的に活用していた。

また、図2A・図2Bの授業とも URL を提示することで、スマホを使って動画資料を共有できるようにしていて、現在進められている現場での ICT 授業に繋がるものとなっている。

<p>展 開</p>	<p>【課題】 自然災害が絶えない日本の持続可能な社会の実現に向けて、これからの私たちに出来ることや、求められていることは何だろう。 2. 阪神淡路大震災、東日本大震災から日本はどのようにして復興してきたのか資料から読み取る。(ペアワーク) ⑤から分かることを読み取り、ワークシートに記入させる。 →阪神淡路大震災：火災による被害。焼死した人が多い。 家や会社、学校などの生活スペースがなくなった。 →東日本大震災：津波による被害。溺死が多い。 →公民館や仮設住宅での避難生活を長い間強いられた。 何人か指名して発表させる。 3. 復興のために人々が実際に行っていたことを思い出して考え、ワークシートに記入。(グループワーク) →コンビニやスーパーでの募金活動 →がれきなどの撤去作業のボランティア →震災のあった地域に支援物資を送る ⑦から、ボランティア活動の必要性を認識させる。 グループごとに発表させる。 4. ワークシートの3を記入させる。(個人→グループ内で意見交流)</p>	<p>◇ワークシートを配布する。 ⑤阪神淡路大震災と東日本大震災の様子(写真&デジタル教科書の動画)と、その死因 ⑥仮設住宅などでの避難生活の様子 ⑦デジタル教科書の資料(ボランティア活動の必要性) 阪神淡路大震災と東日本大震災の二つ ◇グループ活動時に机間指導をする。</p>
<p>展 開</p>	<p>【課題】 徳川吉宗は何をどのように改革したのか ③予想をたてる(挙手性) ・家康の時みたいに、米を納めさせる ④配布資料を参考に気付いたことをノートに記入し、その後グループワーク (資料1) 上米の制を行った→お米=財政を多く取めることで、幕府に入のお米の量を増やすことが目的だとわかる。 →お米を多く取める代わりに参勤交代を緩める。江戸にいる期間を増やすという取引をしたことがわかる。 (資料2) 裁判の基準となる法律をつくる→江戸時代のまきまりを作ったことがわかり、内容が裁判や刑罰の基準だとわかる。 (資料3) 目安箱の設置する→庶民の意見を聞くために設置されたことがわかる。 (④) グループワークを終えたうえで教科書p.116享保の改革のところを読む→享保の改革について内容を理解する。 ⑤グループワークでまとめた意見を発表し板書をノートに記入する。 「吉宗の享保の改革のおかげで財政が安定してきた一方で…」 ⑥(資料4) 飢饉の時に一揆や、打ちこわしが起きたことがわかる→農民たちが制度が厳しすぎて不満がたまり、打ちこわしや百姓一揆が起きた。 農業の発達にともない問題があった事もふまえながら解説し、教科書p.116貨幣経済の広がりのところを読む。(キーワード：小作人、地主、問屋制家内工業、工場制工業) →吉宗は幕府の改革を行ったが厳しすぎて農民が反乱を起こし一揆や打ちこわしが発生してしまっことが問題点であったことがわかる。</p>	<p>(資料1) 上米の制 御触書寛保集成 ・幕府の財政を立てなおすために、幕府の財政がお米であることがわかるように、具体的にどれくらいの量を取りたてるのか現代の例でたとえる。(1万石につき100石の米を幕府に納める)→1000万あったら10万納めないといけない。 ・納める代わりに参勤交代を緩めることがわかるように、本文に下線を引く。 ・内容がわかるように現代訳した要約したものを配布する。 (資料2) 公事御定書 ・裁判や刑罰の基準の法律だとわかるように、内容をわかりやすく噛み砕いたように1つずつ簡単に説明する。またイメージがわかるように(写真2)を黒板にはる。 (資料3) 目安箱の設置 ・目安箱が庶民の意見を受け入れるものとして設置された事がわかるように目安箱により実現されたことを話す。(写真3) 江戸の町火消し (資料4) 電子黒板 打ち壊しの様子、と百姓一揆・打ちこわしの発生件数 ・飢饉の時に打ちこわし一揆が起きたことがわかるように丸を付ける</p>

図 I

このように電子黒板やデジタル教科書等の資料を使った授業構築はできるようになってきたが、前述のようにコロナの関係で遠隔授業が導入され、それにより早まったGIGAスクール構想から、生徒一人一台タブレットを持つようになった実態には対応できていない。教育実習に行くことはもとより、卒業して学校現場に立った時に、対応できないことになる。

生徒たちがICTを活用して学んでいく教育実践ができるように、今後は、学校現場で行われている実際の授業～タブレットはもとより、実際に使用しているソフトの活用方法等～を想定して、学生が学んでいく次の段階の新たな講義の構築と環境整備を令和4年度に向けて進めていく必要がある。

本学としては冒頭に述べた文部科学省よりの情報通信技術を活用した教育への対応を受け、令和4年度よりの科目新設に向けて、新たに高性能電子黒板・ipad・書画カメラ・生徒用のデジタルビデオカメラ等を導入するとともに、県内各市町で使用頻度の高い学習支援を行うためのプログラム・システム・アプリや教科のアプリを入れて、学校現場と同様の環境設定を進めている。

4. 「フィールド・スタディプログラムA(学校安全)」

この学校安全に関する内容については、「教育経営論」の座学での学びとは別に、体験を通して学んだり、専門的なゲストスピーカーにより具体的な取組を指導していただける科目を、大学独自科目に「フィールド・スタディプログラムA」として設定した。

学習指導要領の改訂において、ポイントの一つとして防災・安全教育があげられ、それに伴い、再課程認定においても重点の一つとなっていたもので、「教育経営論」のコアカリキュラムの目標にあげられていたことから、本学としては内容を切り出して別科目として学びを深め、教師として現場に立った時に、子どもの生命を守ることができるように位置付けた。

具体的な授業の内容としては、災害・不審者・交通事故の三つについて、対応や子どもへの具体的な指導のあり方を学べるように計画にした。シラバスに基づく指導計画は次のようである。

教員養成改革に向けた取り組み 2

図2A		主な学習活動発問等	資料及び指導援助
導入	1. ダイヤモンドが何でできているか知っていますか 炭素 石炭 ある映画のシーンにこんなシーンがあります。資料A スーパーマンが石炭を掘って、ダイヤモンドにする映像を見せる。 2. ここに1億円のダイヤモンドがあるとします。 例えば、このスーパーマンが1億円のダイヤモンドをたくさん作ったら、どうなりますか → みんながダイヤモンドをもつようになる。・ダイヤモンドが増えて、価値が下がる。 3. では、そもそもダイヤモンドの値段ってどうやって決まるのでしょうか。 他にも、スーパーで売っている野菜やお肉などもどのようにして値段が決まるのか考えてみよう。	1. 石炭は火力発電や鉄を作ることに使われる。また、機関車も動く燃料にも使われる。 資料A superman diamond scene YouTube 2. ダイヤモンドの希少価値が下がることが分かる。	
展開	課題 【ものの値段はどうやって決まるのか考えよう】 4. (資料B) ①の作業グラフ1、買い手の気持ちの吹き出しを埋めるを行う。全体交流 ②の作業グラフ2、売り手の気持ちの吹き出しを埋めるを行う。全体交流 5. 4の作業から、買い手が買いたい量と売り手が売りたい量が分かった。では、キャベツをどれくらい、いくらかしたら、買い手の買いたい量と売り手の売りたい量が一致しますか → 25個のキャベツを1つ200円 → グラフが合わさったところ 6. グラフ3に二つのグラフを書き込む 7. 用語の説明 動画視聴 「買いたい量のことを需要量、売りたい量のことを供給量」 「価格が上がると需要量は→ 減る、価格が下がると供給量は→ 減る」 「需要量と供給量が一致した価格のことを均衡価格という」 8. 市場・市場経済・物価の決まり方について 動画視聴 → 市場・・・商品やサービスが私たちの手に届くまでに張り巡らされた売り買いの場 → 市場経済・・・価格を目安に物やサービスが自由に取引引きされる経済 9. 物の値段の決まり方 全体交流 需要と供給の変化で価格が決まる。 生鮮食品は収穫量によって供給量が変わる ダイヤモンドは大きく値段が変わることはない	4. 資料B 教科書 p137 「公民にチャレンジ15 需要量・供給量・価格の関係について調べよう」 ● グラフは黒板に描いてもらう 5. ◎ 「25個キャベツを1つ200円」という答えが先に出たら、どうやって求めたのか追求する。 7. 動画 シェアリングで経済が変わる！？ アクティブ10公民 NHK for School 03分 8. 市場経済の仕組み 10min, ボックス公民 NHK for School	
終末	10. 板書をもとにまとめをかく 買いたい量のことを需要量、売りたい量のことを供給量、その二つが一致した価格のことを均衡価格といい、物の値段は需要量と供給量の変化によって、物価も変化する。 また、商品やサービスが私たちの手に届くまでに張り巡らされた売り買いの場のことを市場、価格を目安に物やサービスが自由に取引引きされる経済のことを市場経済という。	10. 文で書くことが難しい生徒は、箇条書きで書くようにいう。	
図2B		主な学習活動発問等	資料及び指導援助
導入	1. 契約とは何かを理解する。 資料① 個人で考えさせ、契約だと思ふものに挙手させる → 「じゃあ、契約って何だ？」→ モノを売ったり買ったり、買いたいと言ってそれを約束すること (数名を指名した後に資料②・③を提示する) 資料②、③踏まえて、資料②の最後の問題【どの時点で契約が成立するか】を考える → 4商品を受け取ったとき	資料① どれが「契約」? → 靴履でスニーカーを試し履きするのは、まだ契約ではないことは分かるよね。 資料② 契約の基礎知識 (約4分30秒) https://www.youtube.com/watch?v=qxWaxwLQJ78 資料③ 契約△ → 解説する。	
展開	課題 【消費者としてどのようなことを心掛けるべきか】 2. 消費者としてのトラブルにはどんなものがあるか考える (挙手制) → インターネットでのトラブル、訪問販売でおばあちゃんが騙されてしまう 資料④を提示。「このようなトラブルに巻き込まれないためには何をしたらいいのか考えていく。」 ◎ 消費者には権利があるということを説明する。→ 資料⑤を提示 資料⑤ 消費者の権利について考える。 消費者を保護するためにどんな制度があるか資料から読み取り、分かったことをまとめる。(個人→グループ) 資料⑥ → ⑥ ・クーリングオフ制度 商品を購入した後に消費者が一方向的に契約を解除できる。通常8日間だが悪質なものは20日間である。 ・PL法 商品の欠陥によって消費者が生命や身体、財産に被害を受けたときはメーカーに損害賠償請求することができる法律。 ・消費者契約法 不当な手段で契約をさせられたときは取り消すことができる。 → 消費者を保護するために、さまざまな仕組みが整えられている。 4. 消費者はどんな行動をするべきか、私たちはどんなことを心掛けるか考える。資料⑨ (個人) 消費者も権利と責任を負っている、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を習得したりする必要がある。 かっこいい消費者になるために、儲け話や甘い言葉に乗らない、契約時にはしっかり情報を集めて判断するようにする。 ★ ネット販売の利用者が多いと思うのでネット販売に関する動画を見せて注意を促す。資料⑩ (ネット販売で気を付けることも付け加えてまとめに記入させる。)	資料④ 販売方法・手口別の消費生活相談件数 → インターネットでのトラブルが多いことに気付かせる。 資料⑤ 消費者の権利 → 解説する。「家庭科で二年生の時に権利と責任を学習したね」 資料⑥ クーリングオフ制度 資料⑦ PL法 資料⑧ 消費者契約法 資料⑨ 消費者基本法 説明する。 → 消費者が「権利の主体」として行動し、「自立」を目指していく法律 資料⑩ インターネット販売 https://www.youtube.com/watch?v=HXB47mRZHQ	
終末	5. まとめ 私たちは、消費者としての権利を持ち、その権利を保護するためにクーリングオフ制度やPL法、消費者契約法などの制度が整えられている。だが、それだけでなく、私たち消費者も権利を持っているということを実感し、責任を負っている、自立した消費者として、契約時にはしっかり情報を集めて判断することや、ネット販売をする際にはきちんと詳細を読むなど、自ら進んで行動することが大切だ。	分からない生徒には箇条書きで記入させる。	

- ◆ 学校管理下で起こる事件、事故及び災害例と危機管理マニュアル
- ◆ 地震・火災等の災害時の体験 講話と防災センターにて体験
- ◆ 地震・火災・津波等の災害時の避難方法や指導のあり方～各務原市消防職員
- ◆ 登下校及び学校生活時における不審者対応の仕方
- ◆ 不審者対応における教師の意識と子どもへの指導のあり方
- ◆ 登下校時の事故防止における指導の具体的方法～ゲストスピーカー
- ◆ 子どもへの交通安全教育のあり方～ゲストスピーカー
- ◆ 学校安全への対応のまとめ

第1時において、「学校の危機管理マニュアル」(文部科学省)②に基づいて、学校の管理下で起きる様々な事件、事故、災害の種類や実情、危機管理の在り方についての

概要を学び、生活安全、交通安全及び災害安全等の各領域の学校安全の必要性を理解できるようにした。その上で、各領域ごとに2時間ずつ具体的な指導や対応について理解できるようにし、実際に教育現場に勤めて、そういった危機に対面した時に、しっかりと危機管理の判断・行動ができることをめざして行った。

交通安全については、交通安全や学校安全に関する心理学的研究を中心に行っている大学の先生に、学校における交通安全教育等の様々な具体例を示して講義を行っていただいた。

災害安全については、地元の各務原消防本部の元本部長を講師に1時間、地震や火災などの災害時の児童・生徒の安全確保や避難のあり方について講義を行っていただいた。また、並行して、各務原にある岐阜県広域防災センターを利用して、火災における消火や起震車による地震等の体験を行い、安全確保について学んだ。

特に1時間目の講義においては、様々な自然災害の実

際の映像を視聴した上で、教員として勤務した場合に子どもの生命を守るための「通報・消火・避難訓練実施マニュアル」に基づいて学んでいった。学んだ学生の感想は次のようであった。

【学生のまとめ】

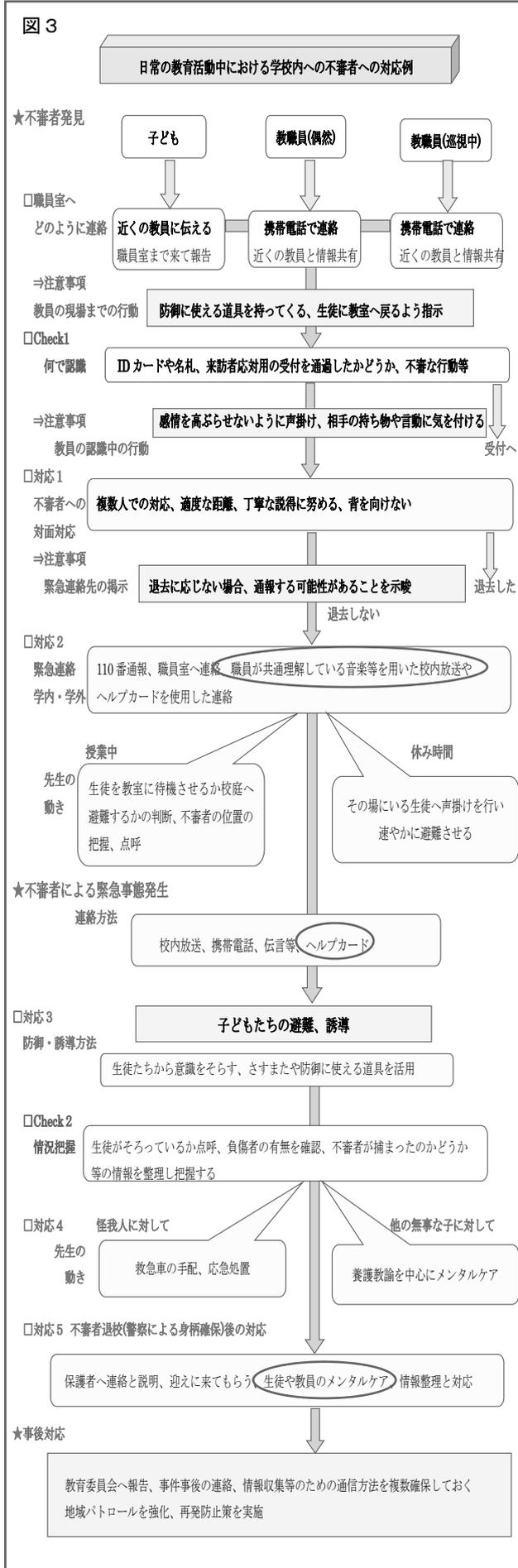
・・・被害の拡大を防ぐ為には、他にも初期活動がとても重要であり、防火管理者が作成した消火計画をもとに訓練を実施することによって実際に火災が起きた場合にスムーズに対応することができるため、訓練はやはり重要だと再認識しました。しかし実際に災害等が起きた場合、作成されているマニュアル通りにはいかないことが多いため、そのとおりにやろうとするのではなく、その場に必要に対応を考え、臨機応変に対応していくことが求められることがわかりました。

生活安全については、不審者対応について、学校管理下である、日常の教育活動中と登下校時の対応について担当者が講義を行った。これまで各地で起きた不審者事案(池田小学校 児童殺傷事件・カリタス小学校 児童殺傷事件)についての事例をもとに、その場面場面でのチェックと対応について、自分自身の振り返り、教師としての立場での対応策を踏まえながら、緊急対応のあり方を考えさせていった。

そして生活安全の学習のまとめとして、「日常の教育活動中における学校内への不審者への対応マニュアル」の作成を行った。図3は学生が文科省の危機管理マニュアルにある流れにそって、各自がフローチャートの枠にまとめていったものであるが、単なるまとめだけではなく、自らがその場面になった時に、どうすべきかを自分なりに工夫しながら対策を考えていた。

例えば、対応2においては、口頭での放送ではなく、『教職員が理解している音楽を流す』ことや『ヘルプカードを使用した連絡』を取り入れたりしている。また、対応5においては、生徒だけでなく教員のメンタルケアにも配慮した対応にしている。

東北震災以降、自分の命は自分で守るための安心安全教育の推進とともに、教師が教育現場において様々な危機に対した時、生徒の命を守るためには、どのように行動すべきかの的確な判断が必要不可欠であり、そのための学びを教員養成課程から進めていくことが重要である。そのことが教員養成改革の一つでもあり、今回の再課程において、大学独自科目として「フィールド・スタディプログラム A」として設定したことは、学生の意識改革をする上で、大変に効果的であった。



5. 終わりに

今なお終わりの見えない新型コロナウイルスへの対応にともなう学校現場での ICT 環境の急速な整備と ICT 授業への対応や、頻発している子どもたちの交通事故、あるいは毎年起こっている自然災害時における危機管理等、教員が現場に出た時に身に付けておかななくてはならないことが多くあり、養成段階である大学においては、その資質・能力を育成していくことが重要になってきている。

本学においては、これまで述べてきたように、大学独自科目を通して、こういった課題に対して対応を進めてきたが、学生たちの授業への取り組みやその後の意識などを見ていくと、教員として身に付けなくてはならないことが、より明確になってきているとともに、その内容の多さや必要性がよく理解できてきたと言える。

しかしながら、まだまだ ICT 環境整備への遅れがあり、更に進めていくことや、危機管理における、より現場を想定した学習をさらに設定していくといったことが、より教員養成において求められていると思われるので、今後は更に工夫・改善を行っていきたい。

【引用文献】

- (1) 文部科学省 令和 3 年 4 月 「情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法(仮称)について」
- (2) 文部科学省 平成 30 年 4 月 「学校の危機管理マニュアル」

Dealing with the Ministry's Reform of Teacher Training 2 — Report on Progress Through Independently Developed Courses —

KUNIEDA Tetsuro